

Weekly Report

第304号
平成27年3月16日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

競馬の払戻金は一時所得？雑所得？

◆一定のケースでは外れ馬券も経費に

競馬の払戻金で得た所得を申告せず、3年間で約5億7千万円を脱税したとして所得税法違反（単純無申告）の罪で問われた事件では、外れ馬券の購入費が経費と認められるかが注目されていましたが、最高裁判決で被告人のケースは「一時所得」ではなく「雑所得」として外れ馬券を経費として認める初の判断を示しました。

競馬の払戻金は所得税基本通達で、「一時所得」と規定されており、収入から差し引く経費は「その収入を得る為に直接要した金額」に限られたため、当り馬券の購入費のみが経費に該当します。

しかし、「被告人は予想ソフトを使用してインターネットでほぼ全レースの馬券を自動的に購入していたため、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として「雑所得」に該当すると判断され、外れ馬券を含めた全馬券の購入費が経費として認められました。今回の判断により国税庁は、通達を改正し同様のケースでは「雑所得」として取り扱う方針です。

◆一時所得と雑所得に該当するものは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の臨時・偶発的な所得で、競馬や競輪の払戻金、懸賞の賞金、生命保険の満期払戻金などが該当します。ただし、宝くじの当選金などは、非課税のため一時所得にはなりません。

一方、雑所得とは、他の所得のいずれにも当てはまらない所得で、公的年金や作以外の人を受け取る原稿料、FXや先物取引の利益などが該当します。

なお、一時所得や雑所得で生じた損失を、他の所得と損益通算することはできません。

退職や継続雇用における社会保険の取扱い

社会保険料（厚生年金・健康保険）は月単位で計算されるため、従業員が退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料は不要となります。子の資格喪失日は、退職等した日の翌日となるため、月末に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となります（例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となるため、3月分まで納付が必要）。

なお、60歳以上の方が退職後、1日も空くこともなく同じ会社に再雇用される場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することで、再雇用された月～再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に改定できます。

27年度の固定資産の縦覧・閲覧

4月から27年度の固定資産税の縦覧・閲覧が始まります。縦覧制度は、納税者が自分の土地や家屋の評価が適正かどうか、同一市区町村内の他の土地や家屋の評価額と比較し確認できるように「土地価格及び家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます（期間は各市区町村で異なる）。

また、閲覧制度は、自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認できる制度ですが、借地・借家人等も対象資産について閲覧することができます（原則通年）。